

設計図書等に関する質問書兼回答書

提出日

2025年 12月 16日

開札日	2025年12月24日
入札番号	第5号
案件名	令和7年度タブレット周辺機器等リース

質問内容	鹿沼市回答（回答日：2025年12月16日）
<p>納入業者の御見積書に既存モニター、スタンドの廃棄費が項目に入っていますが、既存機器等の撤去に関しまして、受注者が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分等の認可を受けていない場合、認可のない先へ委託すると廃掃法違反となってしまいます。</p> <p>そのため、本件は、既設機器の所有者が貴市である場合、廃掃法に基づき、排出業者として認められた会社が貴市からの注文を受け産業廃棄物処理を行い、入札の受注者はその費用の立替払いをするのみであるという解釈で良いでしょうか？</p>	<p>その解釈で問題ありません。</p>

- 1 太枠内に必要事項を記入して、契約検査課(keiyakukensa@city.kanuma.lg.jp)に提出してください。メールの場合は、送信後に契約検査課(0289-63-2278)にご連絡ください。窓口に持参することも可能です。
- 2 データで提出する際は、原則Word形式でご提出ください。
- 3 質問書は、入札案件ごとに作成してください。同じ内容の質問書を複数案件に提出する場合でも、案件ごとに別々に作成してください。
- 4 質問内容は、資料のタイトルやページ、項目の番号など、疑義のある項目が分かるように記載してください。欄が足りない場合は追加してください。
- 5 質問に対する回答は、質問書の受付日の翌々営業日までにHPに掲載します。ただし、営業時間外に提出された場合は、翌営業日が受付日となります。